羽生市議会議員 ゼロからの挑戦!~第2章~の始まり

点点的影響所属 39歳



羽生総合病院のイオンモール羽生西側駐車場への移転要望ついて、下川崎産業団地の地権者である埼玉県企業局の公式見解が埼玉県HPに掲載されました。以下、ご一読ください。

内容を「感じる」のではなく、「理解する」ということに努めていただきますようお願いします。

平成24年2月24日、羽生総合病院松本院長様他11名の方が埼玉県企業局(以下「県企業局」という。)にお見えになり、埼玉医療生活協同組合徳田理事長様並びに羽生総合病院松本院長様(以下、「羽生総合病院様」という。)の連名により、埼玉県公営企業管理者あての要望書とともに署名簿が提出されました。

羽生総合病院様は、羽生下川崎産業団地内のイオンモール (株)様が利用している敷地の一部である西側駐車場に新病 院建設を実現させたいとしています。

この物件は、既に借主様が利用されている物件です。病院 に限らず他の方が利用することはできません。

そのため、土地所有者である県企業局は、3月1日直接羽生総合病院様に出向き、文書で「皆様のご要望には応じられません。」との回答をさせていただきました。

署名された方々をはじめとする多くの関係者の皆様ひとりひとりに直接お会いして埼玉県企業局の対応について、お話をさせていただくことはできません。そのため、このページを作成し、お伝えさせていただくことにいたしました。

イオンモール羽生様西側駐車場を 取り巻く状況について

1 これまでの経緯について

(1) 羽生総合病院様は、所有者にことわりもなく移転先を決定しました。

羽生総合病院様は、平成23年9月17日の埼玉医療生活協同組合様の第3回理事会において、イオンモール羽生様西側駐車場を新築移転先の最適地とする決定をしたと聞いております。

この物件は県企業局が分譲・賃貸用の物件として所有し、イオンモール(株)様に 平成19年10月から事業用借地権設定契約により賃貸しているものです。既に利用 されている物件を所有者にことわりもなく移転先として決定されました。

(2) 県企業局ではイオンモール羽生様西側駐車場の状況をお伝えしました。

県企業局では、10月3日に羽生総合病院池田副院長様から病院移転のことでお手紙をいただきました。これに対しては、10月5日に地域整備課長名で「利用していただくことはできません。」との回答文書を送付いたしました。この物件の状況は、その時点ではっきりとお伝えしました。

(3) 羽生総合病院様を訪問し、直接ご説明しました。

県企業局がこの物件の状況をお伝えしたにもかかわらず、羽生総合病院様では 10月9日から署名活動を始めました。さらに、新聞の折り込みチラシを配布するなど の活動も行いました。

こうした活動をされていると聞きましたので、この物件の状況を再度説明するため、 11月11日に羽生総合病院様を訪問し、松本院長様、滝沢事務長様、浅見顧問様と 直接お会いして、利用できない旨を丁寧にご説明させていただきました。

(4) 県企業局が説明した後も、羽生総合病院様は署名活動を継続しました。

11月11日に県企業局が利用できない旨をお伝えした後も、羽生総合病院様は署名活動を11月末まで継続しました。

(5) 羽生総合病院様から、要望書が署名簿を添えて県企業局へ提出されました。

平成24年2月24日、羽生総合病院様から『イオンモール羽生様西側駐車場への新築移転賛同署名簿の提出について』との要望書が署名簿を添えて県企業局へ提出されました。

(6) 県企業局は丁寧な対応をしています。

イオンモール(株)様が正当に利用している土地について、契約等の法律関係を 根底から覆すご要望をお聞きすることだけでも、イオンモール(株)様はもとより、既に 賃貸契約を結んでいる多くの利用者様に誤解や不安を与えることになります。

それにもかかわらず県企業局では羽生総合病院様に対し、文書での回答や直接 松本病院長様に説明を行うなど丁寧に対応してきました。

2 イオンモール羽生様西側駐車場が利用できない理由について

(1) 既にイオンモール(株)様と敷地全体を一体利用する内容の事業用借地 権契約を締結しています。

羽生総合病院様が新病院建設の実現を要望するイオンモール羽生様西側駐車場を含む敷地22.6haは、敷地全体を一体利用する商業施設の立地を条件に、公募により利用者を決定しました。 そして、平成19年10月に20年間の事業用借地権設定契約によりイオンモール(株)様に賃貸し、店舗部分だけでなく駐車場を含めた一体施設として敷地全体が利用されています。契約期間内における事業活動は保証されなければなりません。

羽生総合病院様は、既に利用者様がいるその土地の一部に特例で新病院建設を実現したいと要望しています。

これは、既に長期契約の入居者が住んでいる住宅の一室を気に入ったので、家主が何度も「住人がいるので利用できない。」と言っているにもかかわらず、「同居させてくれ」と言っているのと同じようなものです。

既にイオンモール(株)様に利用していただいている土地ですので、病院に限らず他の方への分譲・賃貸はできませんし、分割もできません。なお、この土地は県企業局が金融機関からの借入金や自己資金を使い産業団地として整備したもので、補助金などの税金は使われていません。

(2) 利用者様に不安を与え、県企業局の信用を失います。

既に利用者様のいる物件について、多くの署名があれば他の方への利用について検討がなされることとなると、既に賃貸契約を結んでいる多くの利用者様に不安を与え、県企業局の信用を失ってしまいます。

(3) 今後の産業団地整備に大きな影響があります。

今問題となっている土地には、イオンモール(株)様との事業用借地権設定契約やこの土地の利用に当たっての公募条件、また、産業団地整備に向けて行ってきた関係機関や関係者との調整の上、合意を得てきた取り決めなど、多くの約束事があります。羽生総合病院様のご要望に応じることはこれらの約束事を覆すこととなり、イオンモール(株)様はもとより、これまで埼玉県内で調整し、合意を得てきた国等関係機関や既に契約を結んでいる多くの利用者様にも多大な影響を与えます。今後の産業団地整備に大きな影響があります。

既に借主様が利用している物件ですので、病院に限らず他の方への分譲・ 賃貸はできません。

このため、「特例」でもって新病院建設を実現したいとのご要望には、応じられません。

上線までの文章が埼玉県企業局のホームページに掲載されています。読みやすくするため字体の変更や下線を加えておりますが、文章そのものには一切手を加えておりません。ホームページに掲載されているものを、写真と要望書に対する回答書を除き、紙面に転載しています。

埼玉県企業局がこのようなかたちで外部に向けて状況説明すること極めて異例です。

下記のアドレス、もしくは検索してご確認ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/hanyuusimokawasaki-hanyuusougoubyouinn.html

埼玉県企業局 羽生総合病院

検索、

※ 平成24年3月15日、現在、羽生総合病院が立地する場所の土地使用貸借契約 が本年11月に期限を迎えることから、埼玉医療生活協同組合理事長名で、土地 使用貸借契約延長のお願いの文章が羽生市長あてに届けられました。